



熊本県公報

号外 第 1 2 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 28 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…………… (〃) 1
- 熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則…………… (財産経営課) 6
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭福祉課) 11
- 熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康づくり推進課) 11
- 熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則…………… (観光物産課) 13
- 熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (団体支援課) 13
- 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則…………… (農地・担い手支援課) 21

規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 3 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成 2 7 年熊本県規則第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 生活保護法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定に準じて、外国人に対し行われる進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第 5 条第 1 1 号中「就労自立給付金」の次に「の支給又は第 6 号の 2 の進学準備給付金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 4 号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和 5 0 年熊本県規則第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式(表面)を次のように改める。

別記第1号様式(第4条、第6条、第9条、第16条、第20条関係)

(表面)

退 職 票

年 月 日交付

所 属 名

退職した職員	氏 名							生年月日及び年齢	年 月 日 満 歳		
	住所又は居所										
	就職年月日	年 月 日	給与形態	A 月給 旬給 週給等				受給資格区分	A 一般受給資格		
	退職年月日	年 月 日		B 日給 時間給 出来高払					C 特例受給資格		
失業者の退職手当算出の基礎となる給与総額	基本となる給与が月、週その他一定の期間によって定められている者			基本となる給与が勤務した日、時間、出来高払制その他の請負制によって定められている者							
	退職の月前6月に支払った給与総額			退職の月前6月における勤務日数	月分	月分	月分	月分	月分	月分	合 計
	1 給 料	円	日		日	日	日	日	日	日	
	2 扶養手当	円	勤務した日、時間、出来高払制その他の請負制による給与								
	3 住居手当	円									
	4 通勤手当	円		円	円	円	円	円	円	円	
	5	円									
	6	円									
	7	円									
	8	円									
9	円	月、週その他一定の期間によって定められていた給与	円	円	円	円	円	円	円		
10	円										
合 計	円		円	円	円	円	円	円			
退職時に支払われた一般の退職手当等の額			円	説明欄							
退 職 事 由			裏面のとおり								
上記の事項を確認する。											
退職した職員の職氏名								印			
所 属	名 称										
	所在地					電話番号					
所属長職氏名									印		

備考 「退職の月前6月に支払った給与総額」欄には、給与の種類別に6月間の総額を記入すること。

別記第 2 号様式中 「氏名」欄を性別「男・女」に改める。
 「生年月日及び年齢」欄を「年 月 日 満 歳」に改める。

「氏名」欄を「年 月 日 満 歳」に改める。

別記第 3 号様式中 「氏名」欄を性別「男・女」に改める。
 「住所又は居所」欄を「年齢 満 歳」に改める。

「氏名」欄を「年齢 満 歳」に改める。
 「住所又は居所」欄を「年 月 日」に改める。

別記第 4 号様式中 「氏名」欄を「生年月日 年 月 日」に改める。
 「性別」欄を「男・女」に改める。
 「氏名」欄を「生年月日 年」に改める。

「月 日」欄を「年 月 日」に改める。

別記第 5 号様式中 「氏名」欄を性別「男・女」に改める。
 「住所又は居所」欄を「受給資格証番号」に改める。

「氏名」欄を「受給資格証番号」に改める。
 「住所又は居所」欄を「年 月 日」に改める。

別記第 1 2 号様式を次のとおり改める。

別記第 1 2 号様式 (第 1 5 条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

		③ 受給資格証番号	
申請者	① 氏名	② 生年月日	年 月 日
診療担当者 の 証明	④ 傷病の名称及びその程度		
	⑤ 初診年月日	年 月 日	
	⑥ 傷病の経過	年 月 日 治癒、転医、中止、継続中	
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	年 月 日から } 日間 年 月 日まで }	
証明	⑧ 上記のとおり証明します。 年 月 日		診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 印
支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4)	
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
⑫ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分	
		収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分	
		収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分	
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 1 5 条第 1 項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者氏名 印			
※ 処 理 欄	支給期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間		

(裏)

備考

- 1 ⑨欄には、⑦欄の期間のうち同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けすることができる全ての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償費
 - (2) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (3) 地方公務員災害補償法による休業補償費
 - (4) その他これらに準ずる法令等により支給されるこれらに相当する給付
- 2 ⑩欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

別記第 1 2 号の 2 様式中

氏 名		男・女	年 齢	満
住所又は居 所				

「

氏 名		年 齢	満	歳
住所又は居 所				

」を「

氏 名		年 齢	満	歳
住所又は居 所				

」に改める。

別記第 1 3 号様式中

氏 名		男・女	年 齢	満	歳
住所又は居 所					

「

氏 名		年 齢	満	歳
住所又は居 所				

」を「

氏 名		年 齢	満	歳
住所又は居 所				

」に改める。

別記第 1 6 号様式中

氏 名		性別	男・女	受給資格証番号	
住所又は居 所					

「

氏 名		受給資格証番号	
住所又は居 所			

」を「

氏 名		受給資格証番号	
住所又は居 所			

」に改める。

別記第 1 7 号様式中

氏 名		性別	男・女	受給資格証番号	
住所又は居 所					

「

氏 名		受給資格証番号	
住所又は居 所			

」を「

氏 名		受給資格証番号	
住所又は居 所			

」に改める。

別記第 1 8 号様式中

氏 名		性別	男・女	受給資格証番号	
住所又は居 所					

「

氏 名		受給資格証番号	
住所又は居 所			

」を「

氏 名		受給資格証番号	
住所又は居 所			

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている退職票等は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された退職票等とみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 5 号

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則

熊本県宿舍管理規則(昭和 4 4 年熊本県規則第 2 2 号)の一部を次のように改正する。
 第 7 条第 1 項第 3 号中「含む。以下「本庁等」という」を「含み、警察本部を除く」に改め、同条第 6 号中「に關係のある教育機関及び出先機関の宿舍については、」を「の所管する教育機関及び教育委員会の出先機関においては、臨時職員及び非常勤職員以外の職員のうちから」に改め、「(臨時職員又は非常勤職員を除く。次号において同じ。)」を削り、同条第 7 号中「に關係のある出先機関等(前条第 7 号及び同条第 8 号に掲げる者を除く。)の宿舍については、」を「及びその出先機関においては、臨時職員及び非常勤職

員以外の職員のうちから」に改める。

第 1 6 条第 2 項第 1 号中「本庁等」を「本庁（各種委員会、議会事務局及び警察本部を含む。）」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

別記第1号様式

宿 舎 使 用 ・ 借 受 申 込 書

宿舎管理者

様

年 月 日

所 属

職 氏 名



下記により宿舎を使用し(借り受け)たいので申し込みます。

記

- 1 入舎希望年月日
- 2 使用(借受)申込みの理由
- 3 同居者

氏 名	年 齢	本人との続柄	職 業	備 考

備考 同居者の記入は本人も含めて記入すること。

別記第2号様式

宿 舎 使 用・貸 付 書

年 月 日

所 属
氏 名 様

宿舎管理者

印

下記により宿舎を使用させ(貸し付け)ます。

記

1 宿 舎

種 類	構 造	面 積	宿 舎 番 号	
所 在 地			入居指定日	

2 同居者

氏 名	年 齢	本人との続柄	職 業	備 考

3 宿舎使用の条件

- (1) 善良な管理者の注意をもって宿舎を維持すること。
- (2) 宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、宿舎を住居以外の用に供し、又は宿舎管理者の承認を受けないで改造、模様替え、又はその他の工事を行わないこと。
- (3) 故意又は過失によって宿舎を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく原状に回復し、又は損害を賠償すること。

- (4) 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡すこと。
- ア 職員でなくなったとき。
 - イ 転任・転職等により宿舎に居住する資格がなくなり、若しくは要件を欠き、又はその必要がなくなったとき。
 - ウ 宿舎を廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (5) 宿舎を明け渡す場合は、明け渡す日の5日前までに退舎届を提出するとともに、宿舎を正常な状態において引き渡すこと。
- (6) 県において管理上宿舎の内外を調査するときは、使用者等は、正当な理由なしに拒まないこと。
- (7) 以上のほか、使用者は、宿舎管理者の指示に従うこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県宿舍管理規則の規定により提出されている申込書その他の書類は、改正後の熊本県宿舍管理規則の規定により提出された申込書その他の書類とみなす。

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第26号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。この場合において、その者の前年(1月から6月までの間の利用に於いては、前々年。以下同じ。)の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により、寡婦又は寡夫とみなされた者であつて市町村民税非課税として取り扱われるもの以外の者については、第1項における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、第1号又は第3号に該当する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、第1号又は第3号に該当する場合に於いては27万円を、第2号に該当する場合に於いては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他の者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 婚姻によらないで母となつた女子であつて現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第3備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。この場合において、その者の前年の所得が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により、寡婦又は寡夫とみなされた者であつて市町村民税非課税として取り扱われるもの以外の者については、第1項における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、第1号又は第3号に該当する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、第1号又は第3号に該当する場合に於いては27万円を、第2号に該当する場合に於いては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他の者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 婚姻によらないで母となつた女子であつて現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は平成30年7月1日から、改正後の別表第3の規定は平成30年9月1日から適用する。

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第27号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則
 熊本県調理師法施行細則(昭和 3 4 年熊本県規則第 8 号)の一部を次のように改正する。
 別記第 4 号様式中「及び性別」及び「(男・女)」を削る。
 別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式(第 6 条関係)

調理業務従事証明書(年度様式)

フリガナ

従事者(受験者)氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設 名				
勤務施設 所 在 地	電話 ()			
施設の 種類 (①、②の いずれかに 記入)	① 飲食店関係 営業	許可の種類(○をつける) 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(最新許可年月日) 年 月 日 (許可保健所名) 保健所 (許可番号) 第 号	調理業務の内容 【調理作業(行っている調理 作業すべてに○をつける)】 切る・焼く・煮る・炊く・ 蒸す・ゆでる・炒める・ 漬ける・揚げる・味付ける・ その他(作業内容を具体的に) () () 【主な献立例(複数記入)】
	② 給食 施設	施設の種類(○をつける) (1日 回、1日合計 食) 1 寄宿舎 2 学 校 3 病 院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他	(開設年月日) ※1 年 月 日	
上記の施設で調理業務に従事した期間			年 月 日から 年 月 日まで	計 年 月
勤 務 日 数 及 び 時 間			日/週	時間/日
廃 業 年 月 日			年 月 日	

証 明 日 ※ 2 年 月 日

証 明 者 ※ 3	住 所	電話 ()		実印又は職印 ※ 4
	施 設 名			
	地 位 (○をつける)	1. 個人経営者 2. 法人経営者 3. 公的機関施設長又は設置者 4. その他 ()	氏 名	
証明者が勤務施設の経営者又は 公的機関施設長若しくは設置者 でない理由(○をつける)		1. 従事者(受験者)本人が経営者 2. 配偶者が経営者 3. 血族(二親等以内)が経営者 4. 廃業等により元の経営者が不在 5. 業務を受託している 6. その他()		

備考 ※1 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を調理して供与するものとして開設した年月日をいいます。

※2 証明日は、願書配布開始日から願書受付最終日までの日付で記載してください。

※3 この証明は、原則として勤務施設の経営者又は公的機関施設長若しくは設置者が証明してください。ただし、従事者(受験者)と経営者が同一人である場合、経営者が従事者(受験者)の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によって元の経営者がいない場合は、調理師会その他の所属団体の長又は同業者が証明してください。

※4 実印は、市町村に登録されている印とし、その印鑑証明書を添付してください。職印は、法人経営者が証明する場合は、法務局に提出されている印とし、公的機関施設長又は設置者が証明する場合は、証明者の職印としてください。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県調理師法施行細則の規定により提出されている証明書その他の書類は、改正後の熊本県調理師法施行細則の規定により提出された証明書その他の書類とみなす。

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第28号

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県伝統工芸館条例施行規則（昭和57年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表の1階展示室の項中「1, 300円」を「1, 320円」に改め、同表の2階展示室Aの項中「490円」を「500円」に改め、同表の2階展示室Bの項中「470円」を「480円」に改め、同表の地下会議室の項中「1, 270円」を「1, 290円」に改め、同表の2階会議室の項中「920円」を「940円」に改め、同表の和室の項中「550円」を「560円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の熊本県伝統工芸館条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新規則の使用料については、施行日前においても、新規則の使用料に関する規定の例により、新規則に定める額を徴収することができる。

熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第29号

熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
熊本県水産業協同組合法施行細則（平成27年熊本県規則第21号）の一部を次のように改正する。

- 第9条第2項第3号及び第10条第2項第3号中「議決」を「決議」に改める。
- 第16条第1項中「第86条第2項、」を削り、同条第2項第3号中「議決」を「決議」に改め、同項第4号イ中「電子広告」を「電子公告」に改める。
- 第17条第1項中「第86条第2項、」を削る。
- 第19条第1項並びに同条第2項第2号、第4号及び第5号中「第86条第3項、」を削る。
- 第20条第1項中「第86条第4項、」を削り、同条第2項第2号中「議決」を「決議」に改める。
- 第21条第1項中「第86条第4項、」を削る。
- 第25条第1項中「議決（選挙・当選）取消請求書（別記第24号様式）」を「決議（選挙・当選）取消請求書（別記第29号様式）」に改め、同条第2項第1号中「議決」を「決議」に改め、同条を第30条とする。
- 第24条第1項中「別記第23号様式」を「別記第28号様式」に改め、同条を第29条とする。
- 第23条中「第85条の10」を「第85条の14」に、「別記第22号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。
- （株式会社への組織変更の届出）
- 第28条 法第86条の9の規定による届出は、株式会社への組織変更届出書（別記第27号様式）により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 組織変更計画書
 - (2) 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
 - (3) 組織変更の登記に係る登記事項証明書
 - (4) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
- 第22条第1項中「第86条第4項、」を削り、同条第2項第3号中「議決」を「決議」に改め、同項第5号ウ中「電子広告」を「電子公告」に改め、同項第6号中「参考となるべき」を「知事が必要と認める」に改め、同条の次に次の4条を加える。
- （漁業生産組合の定款の変更の届出）
- 第23条 法第84条の7第2項の規定による届出は、漁業生産組合定款変更届出書（別

- 記第22号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 定款の新旧条文の対照表
 - (2) 定款の変更の理由を記載した書面
 - (3) 定款の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
 - (4) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
(漁業生産組合の成立の届出)
- 第24条法第85条の2第4項の規定による届出は、漁業生産組合成立届出書(別記第23号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 登記事項証明書
 - (2) 定款
 - (3) 組合員・会員名簿(別記第18号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
(漁業生産組合の解散の届出)
- 第25条法第85条の4第2項の規定による届出は、漁業生産組合解散届出書(別記第24号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 解散の理由を記載した書面
 - (2) 解散の登記に係る登記事項証明書
 - (3) 法第86条第4項において準用する法第68条第1項第1号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録の謄本
 - (4) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
(漁業生産組合の合併の届出)
- 第26条法第85条の5第3項の規定による届出は、漁業生産組合合併届出書(別記第25号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 登記事項証明書
 - (2) 合併契約の内容を記載した書面
 - (3) 合併の理由を記載した書面
 - (4) 合併を決議した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - (5) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数を記載した書面、役員履歴書、事務所の位置及び合併後における収支の見込み
 - (6) 組合員の出資させる組合が合併しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
ア 出資の総口数及び総額を記載した書面
イ 法第69条第4項(法第86条第4項において準用する場合を含む。ウにおいて同じ。)において準用する法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
ウ 法第69条第4項において読み替えて準用する法第53条第2項の規定による公示及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に、当該債権を害するおそれがないことを証する書面)
 - (7) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
- 別記第1号様式中「(第92条第1項において準用する同法)第11条の2第1項」を「第11条の2第1項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)」に、「議決」を「決議」に改める。
- 別記第3号様式中「(第92条第1項・第96条第1項・第100条第1項において準用する同法)第11条の4第1項」を「第11条の4第1項(同法第92条第1項・同法第96条第1項・同法第100条第1項において準用する場合を含む。)」に、「議決」を「決議」に改める。
- 別記第4号様式中「(第92条第1項・第96条第1項・第100条第1項において準用する同法)第11条の4第3項」を「第11条の4第3項(同法第92条第1項・同法第96条第1項・同法第100条第1項において準用する場合を含む。)」に、「議決」を「決議」に改める。
- 別記第7号様式中「(第96条第1項・第100条の8第1項において準用する同法)第8第1項の2第1項」を「第15条の2第1項(同法第96条第1項・同法第100条の8第1項において準用する場合を含む。)」に、「議決」を「決議」に改める。
- 別記第8号様式中「(第96条第1項・第100条の8第1項において準用する同法)第15条の2第2項」を「第15条の2第2項(同法第96条第1項・同法第100条の8第1項において準用する場合を含む。)」に、「共済規定」を「共済規程」に、「議決」を「決議」に改める。
- 別記第14号様式中「(第86条第2項・第92条第3項・第96条第3項・第100

条第3項・第100条の8第3項において準用する同法)第48条第2項」を「第48条
 第2項(同法第92条第3項・同法第96条第3項・同法第100条第3項・同法第10
 0条の8第3項において準用する場合を含む。)」に、「議決」を「決議」に、「電子広
 告」を「電子公告」に改める。
 別記第15号様式中「(第86条第2項・第92条第3項・第96条第3項・第100
 条第3項・第100条の8第3項において準用する)第48条第4項」を「第48条第4
 項(同法第92条第3項・同法第96条第3項・同法第100条第3項・同法第100条
 の8第3項において準用する場合を含む。)」に改める。
 別記第17号様式中「(第86条第3項・第92条第4項・第96条第4項・第100
 条第4項・第100条の8第4項において準用する)第63条第1項」を「第63条
 第1項(同法第92条第4項・同法第96条第4項・同法第100条第4項・同法第10
 0条の8第4項において準用する場合を含む。)」に改め、「第86条第3項、」を削る。
 別記第18号様式中「第19条関係」を「第19条及び第24条関係」に改める。
 別記第19号様式中「(第86条第4項・第96条第5項・第100条の8第5項にお
 いて準用する同法)第68条第2項(第100条第5項において準用する同法)第91
 条第2項)」を「第68条第2項(同法第96条第5項・同法第100条の8第5項にお
 いて準用する場合を含む。)(第91条第2項(同法第100条第5項において準用す
 る場合を含む。))」に、「議決」を「決議」に改める。
 別記第20号様式中「(第86条第4項・第96条第5項・第100条の8第5項にお
 いて準用する同法)第68条第5項(第100条第5項において準用する同法)第91
 条第5項)」を「第68条第5項(同法第96条第5項・同法第100条の8第5項にお
 いて準用する場合を含む。)(第91条第5項(同法第100条第5項において準用す
 る場合を含む。))」に改める。
 別記第24号様式中「第25条関係」を「第30条関係」に、「議決(選挙・当選)取
 消請求書」を「決議(選挙・当選)取消請求書」に、「の議決」を「の決議」に、「議
 決」を「決議」に改め、同様式を別記第29号様式とする。
 別記第23号様式中「第24条関係」を「第29条関係」に改め、同様式を別記第28
 号様式とする。
 別記第22号様式中「第23条関係」を「第27条関係」に、「第85条の10」を「
 第85条の14」に改め、同様式を別記第26号様式とし、同様式の次に次の1様式を加
 える。

別記第 2 7 号様式 (第 2 8 条関係)

株式会社への組織変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

年 月 日に本組合の株式会社への組織変更を決議しましたので、水産業協同組
合法第 8 6 条の 9 の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 組織変更の登記に係る登記事項証明書
- 4 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 1 号様式 (表面) 中「(第 8 6 条第 4 項・第 9 2 条第 5 項・第 9 6 条第 5 項・
第 1 0 0 条第 5 項・第 1 0 0 条の 8 第 5 項において準用する同法) 第 6 9 条第 2 項」を「
第 6 9 条第 2 項 (同法第 9 2 条第 5 項・同法第 9 6 条第 5 項・同法第 1 0 0 条第 5 項・同
法第 1 0 0 条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。)」に、「議決」を「決議」に改
め、同様式 (裏面) 中「電子広告」を「電子公告」に、「参考となるべき」を「知事が必
要と認める」に改め、同様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第 2 2 号様式 (第 2 3 条関係)

漁業生産組合定款変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
名称
代表する理事の氏名

定款を変更しましたので、水産業協同組合法第 8 4 条の 7 第 2 項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 定款の新旧条文の対照表
- 2 定款の変更の理由を記載した書面
- 3 定款の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 3 号様式 (第 2 4 条関係)

漁業生産組合成立届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
名称
代表する理事の氏名

年 月 日に漁業生産組合が成立しましたので、水産業協同組合法第 8 5 条の 2 第 4 項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 組合員・会員名簿(別記第 1 8 号様式)
- 4 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 4 号様式 (第 2 5 条関係)

漁業生産組合解散届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
名称
代表する理事の氏名

年 月 日に 組合を解散しましたので、水産業協同組合法第 8 5 条の 4 第 2 項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 解散の理由を記載した書面
- 2 解散の登記に係る登記事項証明書
- 3 水産業協同組合法第 8 6 条第 4 項において準用する同法第 6 8 条第 1 項第 1 号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録の謄本
- 4 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 5 号様式(第 2 6 条関係)

漁業生産組合合併届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
名称
代表する理事の氏名

住所
名称
代表する理事の氏名

組合と 組合が合併しましたので、水産業協同組合法第 8 5 条の 5 第 3 項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 登記事項証明書
- 2 合併契約の内容を記載した書面
- 3 合併の理由を記載した書面
- 4 合併を決議した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 5 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置及び合併後における収支の見込みを記載した書面
- 6 組合員に出資をさせる組合が合併しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 出資の総口数及び総額を記載した書面
 - (2) 水産業協同組合法第 6 9 条第 4 項（同法第 8 6 条第 4 項において準用する場合を含む。(3) において同じ。）において準用する同法第 5 3 条第 1 項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - (3) 水産業協同組合法第 6 9 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 5 3 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県水産業協同組合法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県水産業協同組合法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第30号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立農業大学校規則（昭和58年熊本県規則第1号）の一部を次のように改正する。
目次中「第4章 雑則（第32条）」を「第4章 施設等の使用（第32条―第39条）」
第5章 雑則（第40条）」

に改める。

第1条中「昭和57年熊本県条例第45号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第5条」を「第11条」に改める。

第29条を次のように改める。

（研修交流館）

第29条 研修交流館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2号に定める日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 校長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

3 この規則に定めるもののほか、研修交流館の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

第32条を第40条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 施設等の使用

（使用許可の申請）

第32条 条例第5条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の7日前までに農業大学校研修交流館使用許可申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、農業大学校研修交流館使用許可申請書の提出期限については、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（変更の許可の申請）

第33条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、農業大学校研修交流館変更使用許可申請書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用の取消しの届出）

第34条 使用者は、使用許可を受けた大学校の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用の取消しをしようとするときは、農業大学校研修交流館使用取消届出書（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第35条 条例第8条第3項ただし書の規定により既納の使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 条例第7条の規定により知事が使用許可を取り消したとき。
- (3) 前条の規定により使用日の前日までに使用の取消しを届け出たとき。

2 条例第8条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、農業大学校研修交流館使用料還付請求書（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用料の減免の申請）

第36条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、農業大学校研修交流館使用料減免申請書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第37条 使用者は、施設等を使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。

（原状回復）

第38条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は条例第7条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る施設等を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

（毀損等の届出）

第39条 大学校の施設等を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

別記第9号様式の次に次の5様式を加える。

別記第 1 0 号様式 (第 3 2 条関係)

農業大学校研修交流館使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けたいので、熊本県立農業大学校規則第 32 条の規定により次のとおり申請します。

使用施設 設備名				
使用目的				
使用する法人 その他の団体 及び使用 責任者	法人その他 の団体名			
	責任者氏名		電話 番号	
使用者の数	人		〔男 人〕 〔女 人〕	
使用期間	年 月 日	午前 午後	時 分	から
	年 月 日	午前 午後	時 分	まで
その他 参考事項			※使用料金 円	

- 備考 1 申請者欄の氏名(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
2 ※欄は、記入しないでください。

別記第 1 1 号様式 (第 3 3 条関係)

農業大学校研修交流館変更使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けた事項を変更したいので、熊本県立農業大学校規則第 33 条の規定により次のとおり申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		

備考 申請者欄の氏名 (法人その他の団体にあつては代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 1 2 号様式 (第 3 4 条関係)

<p>農業大学校研修交流館使用取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 印 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>使用の取消しをしたいので、熊本県立農業大学校規則第 34 条の規定により次のとおり届け 出ます。</p>	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
使 用 施 設 設 備 名	
使 用 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分から 午後</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分まで 午後</p>
取 消 し の 理 由	
備考 届出者欄の氏名 (法人その他の団体にあつては代表者の氏名) を自署する場合は、押 印は不要です。	

別記第 1 3 号様式 (第 3 5 条関係)

農業大学校研修交流館使用料還付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用料の還付を受けたいので、熊本県立農業大学校規則第 35 条第 2 項の規定により次のとおり請求します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
使用しなかった 施 設 設 備 名				
使用しなかった 期 間	年 月 日		午前 午後	時 分から
	年 月 日		午前 午後	時 分まで
納付した使用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号	第 号
	納 付 額			
還 付 請 求 金 額				

備考 請求者欄の氏名(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 1 4 号様式 (第 3 6 条関係)

農業大学校研修交流館使用料減免申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用料の減免を受けたいので、熊本県立農業大学校規則第 36 条の規定により次のとおり申請します。

使用施設 設備名			
使用目的			
使用者の数	人 (男) 人 (女) 人		
使用予定 期 間	年 月 日	午前 午後	時 分から
	年 月 日	午前 午後	時 分まで
減免を申請 する理由			
そ の 他 参 考 事 項			※減免後の使用料
			円
備考	1 申請者欄の氏名(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、 押印は不要です。 2 ※欄は、記入しないでください。		

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。